

令和8年度クリエイター二地域居住モニター事業委託 仕様書

1. 業務名 令和8年度 クリエイター二地域居住モニター事業委託

2. 目的

国を挙げて二地域居住が促進される中、働く場所に縛られないフリーランスのクリエイターは自宅勤務が8割を超えており、子育て世帯等と比較して移住意思決定のハードルが低く、関係人口のターゲティング効果が見込まれる。

本業務は、二地域居住のモニターをメインとしつつ、本市と親和性の高いクリエイター（デザイナー、ライター、編集者等）をターゲットとすることで、本市のプロモーション不足を補うことを趣旨とする。クリエイターの外部視点を取り入れて地域の隠れた魅力を再発見・ブラッシュアップし、訴求力の高いPRコンテンツを確保するとともに、参加者自身のSNS発信等による対外的な発信力を強化することで、本市の認知拡大と都市ブランド構築を図り、将来的な二地域居住の契機とすることを目的とする。

3. 履行期間 契約締結日から令和9年2月10日（水）まで

4. 履行場所 志摩市 地内

5. 事業スケジュール

本業務の実施にあたっては、以下のスケジュールを基本として進行すること。

7月：モニター参加者募集要綱・審査基準等の整備

8月：参加クリエイターの公募開始、プロモーション

9月：参加者の審査・選定

11月：モニターの実施、アンケート等の整理

12月：事業検証

1月：実績報告準備

6. 業務内容

本業務の内容は、次の各号に掲げるものを実施するものとする。

(1) 参加クリエイターの公募・選定業務

県外在住のフリーランス等のクリエイター10名以上を対象に、モニター参加者の公募および選定を行う。

・募集要綱・審査基準の整備

発注者と打合せ協議の上、募集要綱および審査基準を整備する。

・公募プロモーションの実施

公募に係るプロモーションについては、募集チラシデータを作成し、委託費内の広告宣伝費を活用するほか、場所にとらわれない新しい働き方を推進する全国規模の関係団体や、フリーランス等の実践者が集うネットワーク等とも連携して周知

を行う。

- ・審査・選定

整備した基準に基づき書類審査を実施するため、発注者が指名する者（主に市職員等を想定）で構成する選定委員会を設置・開催し、参加者を決定する。

（2）二地域居住体験モニター事業の企画・実施

参加者に対し、志摩市での3～5泊の二地域居住体験の機会を提供するモニターを企画し、実施する。

- ・体験プログラムの設定

志摩市への二地域居住を促進するため、参加者が実際の生活環境を深く理解できるモニタープログラムを企画・実施する。なお、参加者の滞在に係る実費（宿泊費、体験費、保険料等）については、本業務の事業費より支弁する。

- ・参加条件の管理・指導

参加者に対して滞在中の制作物（写真、映像、記事等のPRコンテンツ）の本市への提供や参加者自身のSNS等での情報発信、市内二地域居住に係るヒアリング及びアンケートの提出などの条件を満たすよう管理・指導を行う。なお、提供された成果物の著作権は制作者に帰属するが、本市が広報活動等において無償で自由に二次利用できるものとする。

- ・再来訪の促進

モニターツアーを通じて、参加クリエイターが本市のファンや継続的な関係人口として定着するための仕組みを構築すること。滞在期間中における地域住民や事業者等との交流促進や、参加者のクリエイティビティを地域へ還元する手法など、プログラム終了後も本市への再来訪意欲を高め、持続的な繋がりを持たせるための効果的な施策を実施すること。

（3）アンケート等の整理及び今後の事業展開に向けた検討

モニターツアー終了後、以下の業務を行う。

- ・アンケート及びヒアリングの実施・整理

参加クリエイターに対し、滞在中の就業・生活環境の利便性や地域住民との交流における課題、将来的な移住を検討する際の阻害要因等を調査し、その結果を集計・分析する。この分析を通じ、本市における二地域居住の受入環境や潜在的な可能性を多角的に抽出することで、将来の移住促進に繋げるための実証的な検証を行う。

今後の事業展開に向けた検討

収集したアンケートやヒアリング結果を踏まえ、フリーランスやクリエイター等の二地域居住の促進に向けた今後の継続的な事業展開や新たなプログラムの構築等に向けた提案を行う。

7. 打合せ協議

打ち合わせ協議は、業務着手時、成果品納入時及び発注者の要望時又は受注者が業務進捗上重要と考える事案が発生した都度、双方協議の上、速やかに行うこと。その際、監

督職員との協議結果の記録作成や提出方法については、監督職員の指示を仰ぐものとする。

8. 秘密の保持

受注者は、成果品の内容および本作業上知り得た内容を、発注者の許可なく第三者に漏らしてはならない。

9. 準拠する法令等

本業務の実施にあたっては、本仕様書及び契約書、志摩市契約規則によるほか、関係法令及び規則等を遵守するものとする。

10. 留意事項

- (1) 業務の実施にあたっては、監督職員と綿密な連携をはかり、作業を進めるものとする。
- (2) 本仕様書に明記されていない事項については、監督職員の指示を仰ぐものとする。
- (3) 業務に変更が生じた場合、監督職員と協議の上、業務実施上必要があると認められる場合には、これにより変更契約するものとする。
- (4) 本業務の全部又は一部であっても、発注者の承認を得ることなく第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (5) 納入した成果品に係る一切の権利は発注者に帰属する。

11. 委託料の支払い方法

- (1) 本業務で概算払を行うにあたっては、受注者は、概算払請求書により、委託料の概算払いを発注者に請求することができる。
- (2) 発注者は、概算払の請求を受けたときは、その日から30日以内に概算払請求書に記載された額を概算払するものとする。
- (3) 受注者は、概算払を受けた委託料を本委託業務以外の支払いに充当してはならない。

12. 完了検査

本業務の完了時に発注者の実施する完了検査の合格をもって本業務の完了とする。

13. 成果品及び納期

本業務の成果品は、以下の通りとする。

成果品：事業報告書一式

参加クリエイターから提供された制作物（記事・動画等）データ一式

アンケート及びヒアリング結果集計資料

納期：令和9年2月10日（水）

以上